**「東北に春を告げる町」福島県広野町で育つバナナ「綺麗」のオーナーを募集します**

　　　　　　　　　　　　　　**「綺麗」オーナー制実施要項**

　この制度は、申込者【オーナー】と株式会社広野町振興公社の間で契約を結び、所定の料金を支払うことで1収穫分に限り、1本の樹に実るバナナの全量がオーナーのものになります。収穫までの管理は園主が責任を持って行います。生育状況は、写真付きメール等でお知らせいたします。又、オーナー自ら訪園していただくことも可能です。「バナナ樹との面会式」と「収穫作業」は、原則としてオーナーに行っていただきますが、収穫に来られない方は下記「９．収穫したバナナの引き渡し」の記載のとおりです。

■園主：株式会社広野町振興公社

1. 契約の内容

バナナ1樹あたりの契約料金は12万5,000円（税込み）とします。

契約するバナナの苗の品種は「グロス・ミシェル」です。契約期間は契約締結日から1収穫分で、提供するバナナの量はオーナーの樹に実った全量とします。気象、災害、鳥獣等の影響により収穫量が減少した場合、樹１本当 たりの収穫量がコンテナ１杯（約10㎏程度）に満たない場合は、10㎏になるように補填します。本契約は、バナナの引き渡しが終わった時点で終了となります。ただし次回もオーナーを希望される場合は、契約の延長も可能です。

1. オーナー募集

オーナー制を導入する規模は、第２ハウスバナナ樹（令和元年5月21日　55本定植）のうち30本以内とし、1オーナーあたり10本を限度とします。

第１回募集期間は令和元年１１月１日から令和元年１２月３１日までとします。

* 募集方法

契約書にお目通しいただき、郵便番号・住所・氏名・電話番号等の必要事項を記入し、FAX・メールにてお申し込み下さい。 詳細は下記「１４．お申し込み・お問い合わせ先」をご覧下さい。

* 募集口数

応募多数の場合は、先着順とさせていただきます。

1. オーナー決定

オーナー決定後、「バナナ樹との面会式」の案内をメールにて送付いたします。

1. オーナー登録

・契約料金の案内

当選者は、契約書を取り替わりし、料金を納入していただきます。料金納入を確認した時点で契約の成立とします。（お振込の際の手数料はご負担願います。）なお、主催者が指定した期日までに、料金の納入が確認できない場合は、 オーナーとなる権利を放棄したものとみなします。契約締結後、オーナーに対してオーナー証を発行します。

・中途解約

中途解約につきましてはオーナーと主催者間で協議するものとします。又、オーナーの権利譲渡は認めないものとします。

1. 「バナナ樹との面会式」にて名札の設置

契約成立後「面会式」を実施します。園主が事前に用意した名札をオーナー自ら設置していただきます。オーナーの園地と樹は、園主が選定します。

1. オーナー樹の管理

オーナー樹の栽培管理は、園主が責任を持って行います。オーナーは、その内容について開示を求めることはできますが、管理そのものについて指示 することはできません。又、樹の生育状況が悪い場合は、園主の判断によりオーナーと相談したうえで、別の樹に変更する場合があります。

1. オーナー樹の見学

オーナーは、事前に事務局へ連絡したうえで、樹の生育状況の見学や園地での草刈作業などを行うことが出来ます。(ご予約は、３日前までに事務局にご連絡下さい。) その際、各自昼食などにより発生したゴミなどは必ずお持ち帰り下さい。 なお、見学時の園地内におけるオーナーの事故等に関しては、すべてオーナー自身の責任により対処して頂きます。主催者は一切の責任を負いません。

1. 収穫祭の開催

園主は、収穫時期に合わせて収穫祭を開催します。当日は、オーナー自らバナナの収穫作業を行っていただきます。収穫の際に必要な道具(はさみ等) は、園主が用意します。ただし、オーナーが収穫祭に参加できない場合は、園主が代行して収穫します。

1. 収穫したバナナの引き渡し

収穫したバナナは、追熟後、自宅又は指定箇所へ配送することも可能です。その場合の送料は、樹５本以上のオーナーの方は5回まで無料とし、5本未満の方はオーナーのご負担となります。受け取りに来られることも可能です。収穫祭の日程は、気象条件や樹の生育状況等を確認し、連絡します。

1. 個人情報について

　　　　個人情報は、主催者にて管理し、当オーナー制以外には使用いたしません。

1. 損害賠償

　　　　園主は、オーナーが故意により樹や実を損傷させた場合、一方的に契約を解除する事が出来ます。又、園主は樹や実の損害に応じて代償金を請求する事が出来ます。

　　　　なお、面会式・収穫祭におけるオーナーのみの事故などに関しては、園主が加入する傷害保険の範囲内で対応させていただきます。

1. 登録配送先について

　　　　樹5本以上ご契約のオーナーに限り、登録先以外の住所への配送を依頼する場合には、5登録先まで配送先の登録が可能です。下記にご希望の配送先をご記入下さい。その都度の登録も可能です。又、登録先に配送する場合、ご希望によりオーナーが指定するロゴマーク（会社等）を作成し、バナナ一本毎に貼付いたします。なお、登録先の住所、担当者の変更が発生した場合は速やかにご連絡下さい。

【第1登録先】

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 配送先住所 |  |
| 担当者名 |  |

【第2登録先】

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 配送先住所 |  |
| 担当者名 |  |

【第3登録先】

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 配送先住所 |  |
| 担当者名 |  |

【第４登録先】

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 配送先住所 |  |
| 担当者名 |  |

【第５登録先】

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 配送先住所 |  |
| 担当者名 |  |

　　　 ※登録先については、収穫後５日以内に限り指定・変更が可能です。

1. オーナー特典

　　　　上記記載内容の確実な履行に加え、園主が運営するパ－クゴルフ場使用料（通常使用料500円）が契約期間内は300円でプレーすることができ、クラブ・ボールのレンタル料（通常150円）は無料とします。ただし、大会等によりパークゴルフ場がクローズの場合を除きます。また、ご利用の際はご利用予定日の１週間前までのご予約が必要です。

　　※法人オーナーの場合：社員も対象とします。

　　　個人オーナーの場合：家族も対象とします。

1. お申し込み・お問い合わせ先

〒979-0402福島県広野町大字下北迫字大谷地原65-3

　　電話番号：0240-23-7704

　　URL　：https://www.hirono-kousha.com/

Mail　：contact@hirono-kousha.com

担当　　：田村・幸森